

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 7年 7月 18日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本製紙クレシア株式会社 代表取締役社長 安永 敦美			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	152 台	3 台	0 台	152 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	8 台	0 台	0 台	8 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	5.95	キログラム	4.09	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	自社にて作成した点検表に基づき、簡易点検及び年次点検を実施している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にはフロン排出抑制法に基づき、充填回収業者に依頼し、マニフェストに従いフロンガスが回収された証明書を受取り、回収された事を確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	日々の巡視時に、機器の異常の有無を確認。圧縮機7.5KW以上の空調機に関しては、業者に依頼して点検を実施している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にはフロン排出抑制法に基づき、充填回収業者に依頼し、マニフェストに従いフロンガスが回収された証明書を受取り、回収された事を確認している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新の際には地球温暖化係数がより低い代替フロンである、R32を冷媒として使用する機器の導入・設置を検討または促す。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。